

役員等報酬規程

社会福祉法人 豊生ら・ばるか

役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人豊生ら・ぼるかの役員及び評議員、評議員選任・解任委員会委員の報酬及び費用弁償に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。報酬は、法人と委任関係にある役員及び評議員、評議員選任・解任委員会委員の職務執行の対価として支払われるものである。

(報酬及び実費弁償費)

第3条 役員及び評議員、評議員選任・解任委員会委員に対しては、別表1のとおり報酬を支給しない。

ただし、役員が理事会及び評議員会、監事会計監査に出席の必要性があり出席した場合、及び評議員選任・解任委員会委員が評議員選任・解任委員会に出席した場合には、別表1に定める弁償費を支給する。

(兼務役員)

第4条 当法人が運営する施設の職員を兼務する役員および評議員選任・解任委員会事務局員には、前項の規定を適用しない。

(出張旅費等)

第5条 役員及び評議員が、法人業務のため出張する場合は、別表2の範囲で旅費・宿泊費等を支給することができる。旅費等は原則として、出張終了後に清算払とするが、出張者の申し出により事前に概算額を支払い、出張終了後に精算することができる。

(改正)

第6条 本規程の改正は、評議員会の議決を経なければならない。

(付則)

制定 令和6年6月20日

改正 令和7年6月16日

【別表】

別表1 役員および評議員、評議員選任・解任委員会委員の報酬・弁償費（日額）

支給事由	報酬	弁償費
理事会・評議員会 出席	0 円	2,000 円
監事会計監査 出席	0 円	2,000 円
評議員選任・解任委員会出席	0 円	2,000 円

定款に定めるとおり、会計年度内の上限額を 10,000 円とする。

別表2 交通費・宿泊費等

役員、評議員共通	旅費	宿泊費
	実費	実費（15,000 円以内）

旅費は合理的経路により算定された金額とする。